

境港市市民活動補償制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内に活動の拠点を置く市民団体が日本国内で行う市民活動中の事故による負傷等について境港市市民活動補償（以下「市民活動補償」という。）をもって補償することにより、市民活動の健全な発展及び地域社会の福祉の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 市民団体 市民（市外居住者を含む。）により自主的に組織された境港市に本拠地を有し、境港市に在住するものが中心となって活動する団体（自治会を含む。）をいう。
- （2） 市民活動 市民団体が自主的に行う社会奉仕活動、社会福祉活動、社会参加活動、社会教育活動、社会体育活動等で、本来の職場を離れて自由意志のもとに行う公益性のある計画的又は継続的な活動をいう。（境港市又は境港市が出資した法人等が行う市民活動に類する事業で、市民が無報酬（実費弁済を除く。）で参加する活動を含む。）ただし、政治・宗教・営利目的の活動、学校管理下の活動、スポーツ団体が当該スポーツの活動を目的とした活動（そのスポーツの練習、競技及び指導等をいう。）、その他市民活動補償の保険契約に適用される約款に定める適用除外活動を除く。
- （3） 指導者 市民団体において、市民活動の計画立案・運営等の指導的立場にある者又はこれに準ずる者をいう。
- （4） スタッフ 市民団体の構成員や市民活動の実施に伴ってその運営に従事する協力者をいう。
- （5） 参加者 市民活動に直接参加する者（当該活動の観覧者や応援者は含まない。）をいう。
- （6） 傷害補償対象者 市民活動の指導者、スタッフ及び参加者をいう。
- （7） 賠償補償対象者 市、市が出資した法人又はこれに準ずる団体、市民団体、市民活動の指導者及びスタッフをいう。
- （8） スポーツ団体 運動競技を目的として組織されたアマチュアスポーツ団体で高等学校・高等専門学校・大学等の学生・生徒、官公署若しくは会社等の社会人により構成された体育部、競技部、運動クラブ等をいう。

（補償による制度の担保）

第3条 市は、市民活動補償制度を担保するための手段として、保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社（以下「損害保険会社」という。）との間で市（賠償責任保険については市、市が出資した法人又はこれに

準ずる団体、市民団体、市民活動の指導者等）を被保険者とする保険契約を締結する。

（保険対象事故）

第4条 市民活動補償の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）傷害事故 傷害補償対象者が、市民活動中（市民活動場所と自宅との往復途上中を含む）に発生した急激かつ偶然な外来の事故又は日射病、熱射病、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒で、死亡又は負傷した事故をいう。
- （2）賠償責任事故 賠償補償対象者が、市民活動中に過失により第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

（適用除外）

第5条 前条の規定にかかわらず、次に定める事故又は病状については、市民活動補償の対象としない。

- （1）傷害事故の場合 故意による事故、自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故、無資格運転又は酒酔い運転による事故、脳疾患、疾病（ただし、日射病、熱射病、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒は除く。）又は心神喪失による事故、他覚症状のないむちうち症（頸部症候群）又は腰痛、その他市民活動補償の保険契約に適用される約款に定める免責事故
- （2）賠償責任事故の場合 賠償補償対象者と世帯を同じくする親族に対する事故、車輛による事故、その他市民活動補償の保険契約に適用される約款に定める免責事故
- （3）市が別に加入する保険により補償される事故等

（登録手続き）

第6条 市民活動補償の適用を受けようとする市民団体は、市民活動団体等登録届（様式第1号）により、あらかじめ登録手続きを行なわなければならない。

（事故報告）

第7条 市民団体は、市民活動中に事故が発生したときは、速やかに通報するものとし、その後に「境港市市民活動補償」事故報告書（様式第2号。以下「事故報告書」という。）により市長に報告するものとする。

（事故判定及び通知）

第8条 市長は、前条の事故報告書を受理した場合は、速やかにその内容が補償対象事故であるかどうかを判定し、その結果を境港市市民活動補償に係る活動判定結果通知書（様式第3号）により当該団体等へ通知するものとする。

2 市長は、前項により補償対象事故と認めた場合は、事故報告書を損害保険会社へ提出するものとする。

（補償金請求）

第9条 傷害事故にかかる補償金の請求は、当該事故を受けた者が死亡した場合は当該死亡した者の法定相続人が、当該事故を受けた者が負傷した場合は事故のあ

った日から180日を経過した日又は負傷が完治した日のいずれか早い日以後に当該負傷者が、補償金請求書（以下「請求書」という。）に関係書類を添付して市に請求するものとする。

- 2 賠償責任事故に係る補償金の請求は、賠償補償対象者と被害者との間で法律上の問題が解決した後に、賠償補償対象者が請求書に関係書類を添付して市に請求するものとする。

（傷害事故死亡補償金）

第10条 傷害補償対象者が市民活動中の傷害事故に起因して当該事故の日から180日以内に死亡したときは、その者の法定相続人に対し死亡補償金として1人につき200万円を支払うものとする。

（傷害事故後遺障害補償金）

第11条 傷害補償対象者が市民活動中の傷害事故に起因して当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対し後遺障害補償金を支払うものとする。

- 2 後遺障害補償金は一時金とし、その額は後遺障害の程度により200万円に別に定める後遺障害補償金支払区分表に定める割合を乗じて得た額とする。

（傷害事故入院補償金（手術補償金）及び通院補償金）

第12条 傷害補償対象者が市民活動中の事故に起因して負傷し、入院又は通院したときは、その者に対し入院補償金（手術補償金）又は通院補償金を支払うものとする。

- 2 入院補償金（手術補償金）及び通院補償金の額は、入院又は通院して治療に要した日数に応じて、入院補償金は事故のあった日から180日を限度として1日につき3,000円（手術補償金は、手術の種類に応じて定められた倍率をこれに乗じて得た額を1回限り）、通院補償金は事故のあった日から180日までの間において90日を限度として1日につき2,000円を支払うものとする。

（賠償責任事故のてん補額及び限度額）

第13条 賠償責任事故のてん補限度額は、次に定める額とする。

- （1）対人賠償 1人につき6,000万円、1事故につき3億円
- （2）対物賠償 1事故につき100万円
- （3）受託者賠償 1事故につき100万円

（事務取扱い）

第14条 この要綱で定める事務については、総合政策課で処理するものとする。

（補則）

第15条 この要綱で定めるもののほかについては、市民活動補償の保険契約に適用される約款及び特約条項の規定を準用するとともに、その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 9 日から施行し、施行日以降に発生した事故について適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に発生した事故について適用する。

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に発生した事故について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の境港市市民活動保険制度実施要綱の様式により使用されている用紙は、この要綱による改正後の境港市市民活動補償制度実施要綱の様式によるものとみなす。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に発生した事故について適用する。

様式第1号（第6条関係）

市民活動団体等登録届

年 月 日

境港市長

様

[illegible]

様式第 2 号（ 7 条関係）

「境港市市民活動補償」事故報告書

年 月 日

境港市長 様

報告者 住 所

団体名

氏 名

市民活動中に事故が発生しましたので「境港市市民活動補償」の適用を受けたく報告します。なお、市民活動補償適用の可否に関し、報告書記載の個人情報を市が市民活動補償に関して契約を結ぶ損害保険会社に提供することに同意します。

賠償事故	加害者	氏 名	男・女 年齢 歳	
		住 所	連絡先（ - ）	
		団体名		
	被害者	氏 名	男・女 年齢 歳	
		住 所	連絡先（ - ）	
	傷害事故	氏 名	男・女 年齢 歳	
住 所		連絡先（ - ）		
団体名				
活動名		活動内容		

事故発生日		発生場所	
疾病名		治療見込 期 間	入院見込 日間 通院見込 日間
病院名		医師名	
病院住所	連絡先 (-)		
事故発生 状 況	(できるだけ詳しく記入)		
主 催 者 ま た は 目 撃 者 の 事 故 証 明	氏 名		
	住 所	連絡先 (-)	
事務局 記載欄			

【市証明欄】

保険株式会社 様

この傷害事故・損害賠償事故は、市民活動中の事故と認め、証明します。

年 月 日

境港市長

第 号
年 月 日

様

境港市長

境港市市民活動補償に係る活動判定結果通知書

年 月 日付の事故報告書により申請のありました事故につきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

判 定 結 果

1. 市民活動中の事故に該当し、市民活動補償の適用となります。
2. 市民活動中の事故に該当しませんので、市民活動補償の適用にはなりません。ご了承ください。

【適用とならない理由】